

保護者各位

春日井市教育委員会

台風接近に伴う学校給食の取扱いについて（お知らせ）

日頃は、学校給食に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、台風の接近、給食関係者の感染症状況や調理場の不具合等により、学校給食を提供できない場合に備え、小中学校に非常用給食（1食分／人）を配備いたしました。

これに伴い、本市に台風が接近するおそれがある場合の給食実施の有無については、裏面「台風接近に伴う学校給食の取扱いについて」に従い決定してまいります。

なお、給食中止判断をしたものの、台風の進路や速度が予報と異なり、当日午前7時の時点で、暴風警報が解除され、学校で授業等が実施された場合は、非常用給食を児童生徒に提供しますので御承知ください。

1 非常用給食

「救給五目ごはん」

※ アレルギー特定原材料等 28 品目不使用（詳細な配合表が必要な方は、学校へお申し出ください。）

担当 教育委員会学校給食課 電話 85－6342